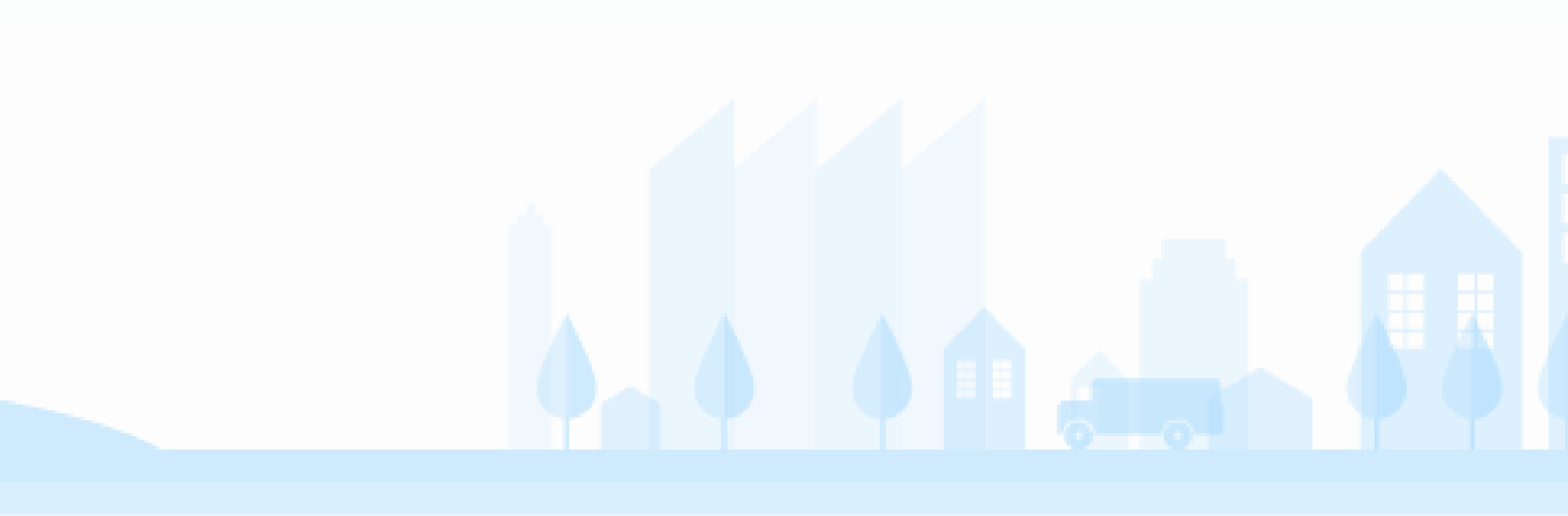




自動車保有関係手続のワンストップサービス 申請画面マニュアル

【変更登録（所有者本人による申請）】

2019.10版

目次

◆ポータルサイト.....3

◆申請内容の入力

- ◆ 申請条件及び申請者等.....7
- ◆ 自動車の用途や登録.....17
- ◆ 保管場所.....20
- ◆ 自動車税（環境性能割・種別割）.....23

◆申請内容の確認.....26

◆送信画面&到達画面確認.....30

◆内容保存&中断.....33

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

[お問い合わせ](#)
[よくあるご質問](#)
[サイトマップ](#)
[文字サイズ](#)

[はじめての方](#)
[準備が済んでいる方](#)

多くの地域で、
ますます便利に

サービスの対象地域は随時広がっております。現在のサービス対象地域をご確認ください。

詳しくはこちら

はじめての方

「自動車保有関係手続のワンストップサービス」をはじめてお使いになる方は、こちらをご覧ください。

はじめての方

概要や申請の流れなど、手続を行うための基本について解説します。

よくあるご質問

申請についてよくある質問を掲載しています。

用語集

申請に必要な用語の意味についてご確認いただけます。

**次回自動車重量税
額照会サービス**

国土交通省が提供するサービスです。次の車検を受ける時の自動車重量税額が照会できます。

お問い合わせ

電話でのお問い合わせ
050-5540-2000

受付時間
8:30～17:00
(年末年始を除く平日)

準備が済んでいる方

書類やPCの準備が整った方は、こちらから申請を行ってください。

手続を開始

状況の照会

中断から再開

お知らせ

☑ 平成28年3月3日 実証サンプル

[お知らせ一覧へ](#)

はじめての方

ワンストップサービスとは

申請が行える手続の種類

申請するための条件

事前のご準備

申請の流れ

よくあるご質問

用語集

お問い合わせ

準備が済んでいる方

ご自身で申請される方

代理で申請される方

次車申請者向けメニュー

公用車の申請をされる方

その他サービス

利用規約

プライバシーポリシー

セキュリティ

認証局について

サイト利用上の注意

関連機関へのリンク

サイトマップ

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

★ トップページの「[手続きを開始]」ボタンを押下する。



★ 「[ご自身で申請される方]」ボタンを押下する。



★ [申請を行う] ボタンを押下する。



ポータルサイト

★ [変更登録] ボタンを押下する。



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

文字サイズ 小 中 大

はじめての方

準備が済んでいる方

使用許諾情報（変更登録）

ご利用前に必ずお読みください。

自動車保有関係手続のワンストップサービスをご利用になる方は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス利用規約」（以下、「利用規約」）の全ての事項に同意いただくことが必要となります。ご利用前に必ずお読みください。

- 利用規約

☒ 「利用規約」に同意する

申請開始

よくあるご質問

申請についてよくある質問を掲載しています。

用語集

申請に必要な用語の意味についてご確認ください。

次回自動車重量税額照会サービス

国土交通省が提供するサービスです。次回の車検を受ける際の自動車重量税額を照会するサービスです。

ポータルサイト

申請内容の入力

★利用規約を確認し、「利用規約」に同意する」にチェックを入れ、「申請開始」ボタンを押下する。

➤ ? をクリックすることで詳細な説明が表示されますので、ご利用ください。

例

✓登録する内容として、当てはまるものを全て選択してください。?

登録する内容の選択を行ってください。登録する内容として選択されなかった場合、現在の自動車検査証と異なる内容を入力しても、変更されない場合がありますので、ご注意ください。
※所有者（人格）の変更は必須選択になります。

[詳細はこちら](#)

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

変更登録 申請条件及び申請者等に関する入力

1 申請条件

変更登録 申請条件及び申請者等に関する入力

? : クリックでヘルプを表示 必須 : 入力が必要な項目

✓登録する内容として、当てはまるものを全て選択してください。?

登録する内容

- ☐ 所有者氏名又は名称の変更
- ☐ 所有者住所の変更
- ☐ 使用の本拠の位置の変更
- ☐ 使用者氏名又は名称の変更
- ☐ 使用者住所の変更

所有者の氏名または名称の変更	婚姻・商号変更等により所有者氏名又は名称が変更となる場合。
所有者住所の変更	転居・本社移転等により所有者住所が変更となる場合。
使用者氏名又は名称の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは婚姻・商号変更等により使用者氏名又は名称が変更となる場合。
使用者住所の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは転居・本社移転等により使用者住所が変更となる場合。
使用の本拠の位置の変更	転居・本社移転等に伴い、使用の本拠の位置が変更となる場合。

登録する内容の選択を行います。例えば、引っ越しの場合は、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更、使用者住所の変更登録を選択してください。
※所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更のうち、いずれか1つ以上を必ず選択してください。

➤ 以前、この自動車についての登録手続きを却下された又は申請取り下げを行って再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。

※以下の全ての条件を満たす場合、一部の手数料が無料になる場合があります。

- (1) 運輸支局等が再申請の検査登録に関わる申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること(1回に限り無料)
- (2) 検査登録審査で却下された又は申請者が取り下げたものであること
- (3) 前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

この申請は再申請ですか。

☒ OK ☒ はい ☐ いいえ

その時の受付番号を入力してください。

前回の受付番号 (半角)

すでに取得済みの保管場所証明書を利用した申請ですか。

☒ OK ☒ はい ☐ いいえ

その時の受付番号を入力してください。

前回の受付番号 (半角)

手数料のまとめ納付を利用しますか。

☒ 必須 ☐ はい ☐ いいえ

以前、この自動車についての保管場所証明書を取得して、再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。

※以下の全ての条件を満たす場合、保管場所証明申請が省略可能となる場合があります。

- (1) 以前の申請で保管場所証明書が警察から発行されていること(以前の申請で「保管場所標章番号」が状況照会画面に表示されていたこと)
- (2) 運輸支局等への手続開始以降に無効となった、却下された又は申請者が取り下げたものであること
- (3) 保管場所証明書の発行を受けた際の保管場所証明申請の内容が、今回の申請内容と一致していること
- (4) 保管場所証明書の発行日から40日以内であること

➤ まとめ納付は、納付利用者ID（登録制）を取得している方のみご利用可能です。お持ちでない方は「いいえ」を選択してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

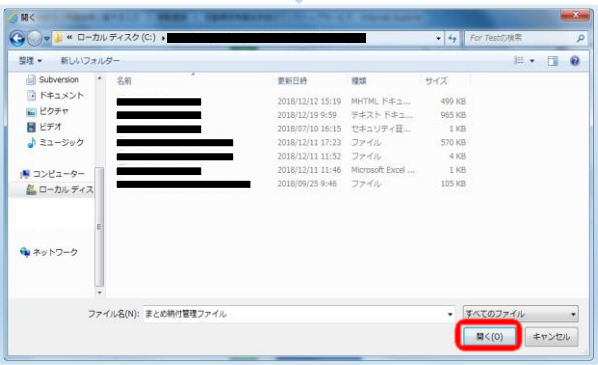
申請内容の確認

○まとめ納付を利用する場合

✓税・手数料のまとめ納付を利用しますか。

OK ☒ はい ☐ いいえ ?

必須



✓税・手数料のまとめ納付を利用しますか。

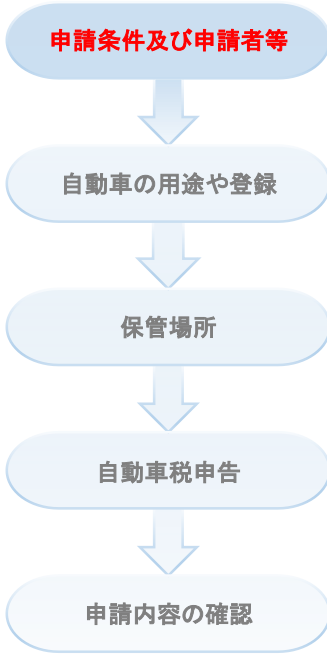
OK ☒ はい ☐ いいえ ?

OK

まとめ納付管理ファイル

C:¥[redacted]¥まとめ納付管理ファイル

★ まとめ納付管理ファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。



○所有者が個人の場合

★「証明書を読み込む」ボタンを押下する。

- 所有者の情報を読み込みます。個人の場合は「ICカード（個人番号カード）（個人の方）」を選択し、ICカードをカードリーダーにセットしてください。

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

氏名に高水準文字（第3/第4水準漢字）が含まれる場合は、高水準文字（第3/第4水準漢字）を「氏名（高水準）」欄に入力してください。

なお、「氏名（高水準）」欄にご記入があった場合には、自動車検査証も高水準文字（第3/第4水準漢字）での表記となります。

ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合がありますのでご注意ください。

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。

住民票コードとは、マイナンバーとは異なり、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）において設定されている11桁の数字で、住民票コードが記載されている住民票で確認することができます。

住民票コードを入力することで、受付審査時に必要となる書類である「変更の原因を証する書面」の提出を省略することができます。

ただし、平成22年10月5日より前に住所の変更をしたものの、当該住所変更に係る申請を行っていなかった方は、住民票コードを利用して申請を行っても、「変更の原因を証する書面」として戸籍の附票等の提出が必要になりますので、ご注意ください。

※誤った住民票コードを入力すると、受付審査時に申請が無効となるのでご注意ください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。
「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、住所を入力して住所コードを検索してください。
検索後、住所コードの検索結果を申請書の住所コード欄に入力してください。

2 所有者情報

住所コード (半角) **必須**

都道府県コード - 市区部コード - 町村コード - 小字コード - 丁目 - 番、号、棟番号等

郵便番号 (半角数字) **必須** -

電話番号 (半角数字) **必須** - -

所有者コード (半角数字)

☒ パスワードについて入力してください。

パスワード **必須**

パスワード 再確認 **必須**

☐ パスワード表示

☒ 申請状況や手数料納付に関する通知メールを希望される方はメールアドレスについて入力してください。

メールアドレス

メールアドレス 再確認

個人の場合、本人の電話番号を入力してください。

所有者コードを使用する場合は、事前に運輸支局等に登録されたコードを入力してください。

パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字：

- ・ 半角スペース
- ・ 数字 (0～9)
- ・ 英字 (A～Z, a～z)
- ・ 記号 (!#\$%()*+,./:;=?@[¥]^_`{|}~)

※他者に容易に推測されないよう数字、英字、記号の中から2種類以上を組み合わせただけでなければ設定できません。
※設定したパスワードは忘れないようご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

○所有者が法人の場合

★「証明書を選択する」ボタンを押下する。

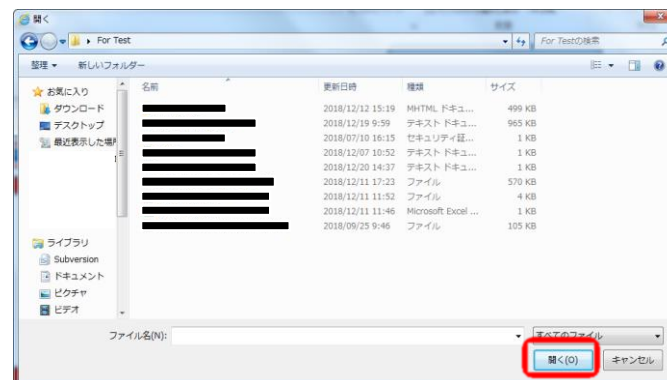
✓使用する電子証明書の種類を選択してください。

OK ☐ ICカード（個人番号カード）（個人の方）
☒ 商業登記に基づく電子証明書（法人の方）
 又は行政書士電子証明書（行政書士の方）

OK **✓ 証明書を選択する**

➤ 所有者の情報を読み込みます。法人又は行政書士の方は「商業登記に基づく電子証明書（法人の方）又は行政書士電子証明書（行政書士の方）」を選択してください。使用可能な電子証明書は、PKCS#12ファイル形式（拡張子.p12のファイル）となります。

★証明書ファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。



★「証明書を読み込む」ボタンを押下する。

OK **✓ 証明書を選択する**

証明書 C:\[redacted]¥商業登記¥法-01.p12

👉「証明書を読み込む」ボタンを押してください。

必須 **🔄 証明書を読み込む**

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

電子証明書/パスワード

電子証明書ファイル/パスワードを入力してください。

OK キャンセル

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

2 所有者情報

「証明書を読み込む」ボタンを押してください。

OK 証明書を読み込む

☒ 自動車の所有者に関する情報について入力してください。

法人名フリガナ (全角) **必須**

法人名 (全角)

法人名 (高水準) (全角) ?

氏名フリガナ (全角) **必須**

氏名 (全角)

住所 (全角)

建物名 (全角) ?

住所コード (半角) **必須** ☒ 住所コードを調べる ?

都道府県コード - 市区郡コード - 町村コード - 小字コード - 丁目 - 番、号、棟番号等

法人名に高水準文字（第3/第4水準漢字）が含まれる場合は、高水準文字（第3/第4水準漢字）を「法人名（高水準）」欄に入力してください。

なお、「法人名（高水準）」欄にご記入があった場合には、自動車検査証も高水準文字（第3/第4水準漢字）での表記となります。

ただし、「法人名」と比べて、同一法人与自然判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合があるのでご注意ください。

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。

「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、住所を入力して住所コードを検索してください。

検索後、住所コードの検索結果を申請書の住所コード欄に入力してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

2 所有者情報

法人の場合、申請担当者の氏名を入力してください。

郵便番号 (半角数字) -

担当者名 (全角) ?

電話番号 (半角数字) - - ?

所有者コード (半角数字) ?

☒ パスワードについて入力してください。

パスワード ?

パスワード 再確認

☐ パスワード表示

☒ 申請状況や手数料納付に関する通知メールを希望される方はメールアドレスについて入力してください。

メールアドレス ?

メールアドレス 再確認

法人の場合、申請担当者の電話番号を入力してください。

所有者コードを使用する場合は、事前に運輸支局等に登録されたコードを入力してください。

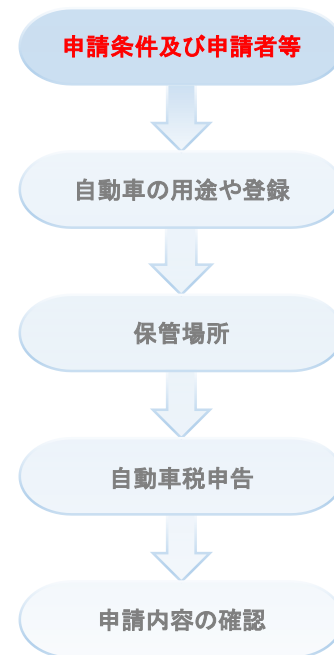
パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字：

- ・ 半角スペース
- ・ 数字 (0～9)
- ・ 英字 (A～Z、a～z)
- ・ 記号 (!#\$%()*+, - . / : ; = ? @ [\] ^ _ { | } ~)

※他者に容易に推測されないよう数字、英字、記号の中から2種類以上を組み合わせただけでなければ設定できません。
※設定したパスワードは忘れないようにご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。



○所有者と使用者が異なる場合(使用者委任状の読み込み)

★[委任状を読み込む] ボタンを押下した後、使用者委任状を選択する。

3 使用者情報

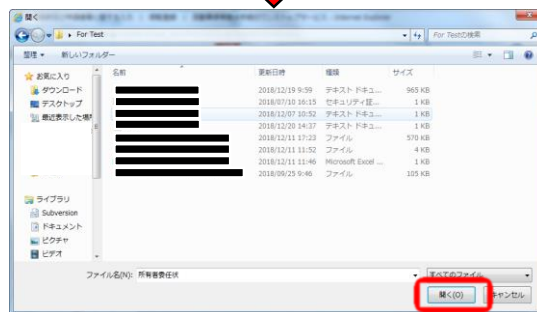
✓この自動車を使用するのは所有者ですか。

☒ はい ☐ いいえ

自動車の使用に関する情報について入力してください。

必須 **委任状を読み込む** 委任状を表示する

※所有者と使用者が異なる場合は、使用者委任状の添付が必要です。



★委任状を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

3 使用者情報

委任状 C:\Users\ユーザー\委任状

氏名フリガナ (全角) [REDACTED]

氏名 (全角) [REDACTED]

氏名 (高水準) (全角) [REDACTED]

生年月日 (全角) 昭和 35年 01月 10日

住所 (全角) 東京都 [REDACTED]

建物名 (全角) [REDACTED]

住所コード (半角) 必須 **住所コードを調べる**

都道府県コード 市区郡コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

郵便番号 (半角数字) 123 - 4567

電話番号 (半角数字) 123 - 4567 - 8910

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、住所を入力して住所コードを検索してください。検索後、住所コードの検索結果を申請書の住所コード欄に入力してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★ 入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

✓ 自動車の使用の本拠の位置は、使用者の住所と同じですか。

必須

☐ はい

☐ いいえ

▲ 使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等が申請先となります。使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等以外では必要書類の持ち込みや自動車検査証等の交付物の受取りができませんので、間違いがないか必ずご確認ください。

🔍 登録の原因（登録理由）が発生した日付について入力してください。

日付

必須

▼

年

▼

月

▼

日

🔍

使用の本拠の位置は通常、使用者が個人の場合は住所又は居所、法人の場合は所在地のことをいいます。「いいえ」を選択する場合は、住所コード（半角）を入力してください。
※使用の本拠が使用者の住所と同じではない場合とは、
例えば法人の本店で登録された車両を支店にて使用する場合などです。

変更登録の原因が発生した日付を入力してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 自動車の用途や登録に関する入力

申請条件及び申請者等 自動車用途や登録 保管場所 自動車税申告 申請内容の確認

変更登録 自動車の用途や登録に関する入力

1 自動車登録番号
自動車登録番号について入力してください。
自動車登録番号 必須 選択してください - - - ?

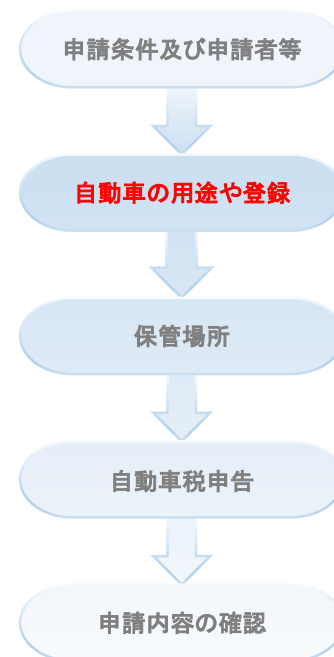
2 車台番号
車台番号について入力してください。
車台番号 (半角) 必須 ☐ 車台番号に漢字が含まれていない ☐ 車台番号に漢字が含まれている ?

3 自動車の色
自動車の色の変更はありますか。
必須 ☒ 変更あり ☐ 変更なし ?

自動車登録番号は、自動車検査証をご確認ください。
なお、地名表示（標板文字）のない自動車登録番号の場合は、「なし」を選択してください。

車台番号を入力してください。
※委任状を読込んだ場合は、自動車の車台番号が自動的に設定されます。
※自動車検査証をご確認ください。入力を誤ると審査途中では修正できませんので却下になります。再度、申請する場合は手数料の再納付が必要です。

自動車の色を変えた場合、申請する自動車にいちばん近い色を下記の中から選択してください。



申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

自動車登録番号の変更有無を選択してください。

- ・運輸支局等の管轄を越えて使用の本拠の位置が変わった場合
- ・同一の運輸支局等の管轄区域内であっても別の地域名表示（いわゆるご当地ナンバー）の区域へ使用の本拠の位置が変わった場合
- ・自動車登録番号標が滅失もしくは毀損し、新しいものと取り換える場合

4 用途、ナンバープレートと登録識別情報

✓自動車登録番号の変更はありますか。

☐ OK ☒ 変更あり ☐ 変更なし

☒ 自動車に関わる諸条件について入力してください。

希望ナンバー - - -

用途 必須 選択してください

ナンバープレート

希望ナンバープレートを予約済の方のみ、希望ナンバーを入力してください。希望ナンバープレートの予約は申請に先立って行う必要があります。

現在、用途が「自家用」の自動車のみ申請を受け付けています。

光るナンバープレートを希望している場合、通常に取り付け料金+照明器具代が別途かかります。照明器具装置は、道路運送車両の保安基準に適合するように確実に取り付けてください。詳細について「？」をクリックください。

★入力フォームに値を入力し、[次へ]
ボタンを押下する。

自動車登録番号標 必須 選択してください

登録識別情報 (半角)

登録識別情報通知の希望の有無 ☐ 希望する ☐ 希望しない

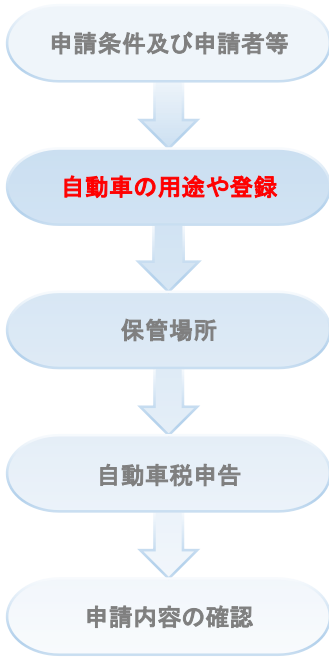
登録識別情報の通知を希望する旨の情報を付加した所有者コード（Bタイプ所有者コード）を入力した場合かつ所有者と使用者が同じでない場合に登録識別情報が通知されます。

申請先の運輸支局等について入力してください。

▲ 申請先の運輸支局等が1つに特定できませんでした。申請先の運輸支局等を選択してください。

申請先 必須 選択してください

➤ 申請先を特定できなかった場合に 표시됩니다。申請先の運輸支局等を選択し、次へ進みます。



★入力フォームに値を入力する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 保管場所に関する入力

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

変更登録 保管場所に関する入力

? : クリックでヘルプを表示 必須 : 入力が必要な項目

1

自動車メーカー

☒ 申請する自動車メーカーについて入力してください。

車名 (全角)

必須

選択してください

?

2

大きさ
と
型式

☒ 自動車の大きさ
と
型式について入力してください。

自動車の大きさ (半角)

必須

長さ

cm

幅

cm

高さ

cm

?

型式

-

?

3

駐車場の
場所

☒ 保管場所（駐車場）は、使用の本拠と同じですか。

OK

☐ はい

☒ いいえ

?

☒ 保管場所の住所を入力してください。

住所 (都道府県)

必須

選択してください

?

住所 (都道府県以外) (全角)

必須

4

駐車場の
所有者

☒ 保管場所の土地等の所有者について入力してください。

保管場所の土地等の所有者

必須

選択してください

?

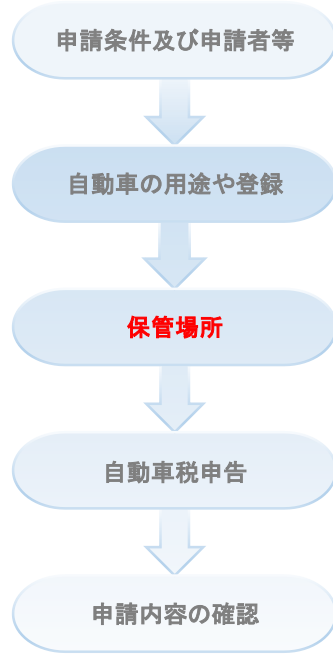
同じメーカーの車でも、生産国やブランド名で細分化されている場合がありますので、メーカー名（「車名」）については、自動車検査証をご確認ください。

自動車の大きさと型式は、自動車検査証をご確認ください。

自動車の駐車場（保管場所）が、使用の本拠と異なる場合は、「いいえ」を選択してください。

保管場所の位置を管轄している都道府県を選択してください。

使用者	自動車の使用者が、保管場所の所有者である場合
他の人	自動車の使用者が、他人の土地又は建物を駐車場（保管場所）として使用する場合
共有	自動車の使用者が、他人と共有している土地又は建物を駐車場（保管場所）として使用する場合



現在使っている保管場所で、前車の保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていますか。受けている場合は「はい」を選択して、前車のナンバープレート番号と保管場所標章番号を入力してください。

※自動車の買い替えなどで、現在使っている保管場所が、保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていて、前車と同じ使用の本拠の位置・同じ保管場所の場合、申請画面の保管場所標章番号欄に前車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を入力して、「所在図」の添付を省略できます。

5 前車の保管場所証明書

✓現在使っている保管場所で、前車の保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていますか。

☒ はい ☐ いいえ

✓前車のナンバープレート番号と保管場所標章番号を入力してください。

前車のナンバープレート番号 必須 選択してください ▼ - - -

保管場所標章番号 (半角)

以前保管していた自動車と入れ替えて同じ保管場所を使用する場合、以前保管していた自動車のナンバープレートに記載されている番号を入力してください。なお、地名表示（標板文字）のないナンバープレートの場合は、「なし」を選択してください。

自動車の保管場所を管轄する警察署から発行されている番号です。以前保管していた自動車と入れ替えて同じ保管場所を使用する場合、以前保管していた自動車の「リアガラス等に貼ってある保管場所標章（ステッカー）」又は「保管場所標章番号通知書」にてご確認ください。

※保管場所標章番号は保管場所標章番号通知書をご参照ください。前回と同じ使用の本拠の位置・同じ保管場所の位置の場合、保管場所標章番号を入力して、「所在図」の添付を省略できます。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

6 添付書類

☒ 添付書類を指定してください。

所在地 ?

添付されていません 添付されていません

「画像を添付する」ボタンをクリックして準備した電子データを読み込んでください。また、市販の地図を利用する場合は著作権にご注意ください。

※添付ファイルの形式はJPEG形式とし、添付ファイルのファイルサイズは100KB程度としてください。

※添付ファイルのサイズは1024×768ピクセルまでを推奨しています。画像サイズが大きい場合、画面遷移が遅くなったり、動作が不安定になる場合があります。

6 添付書類

☒ 配置図 ?

添付されていません 添付されていません

使用の本拠の位置を示す文書 ?

添付されていません 添付されていません

7 保管場所標章の交付場所

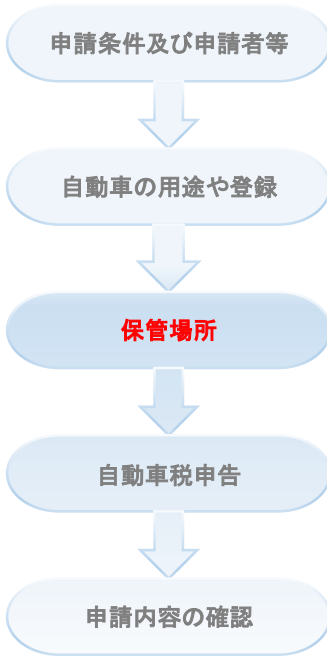
☒ 保管場所標章の交付を受ける場所について入力してください。

☒ OK ☐ 保管場所を管轄する警察署 ☐ 都道府県警察本部 ?

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

入力済み: 3/11

現在は各都道府県の警察本部で保管場所標章の交付を受けることができません



★入力フォームに値を入力する。

自動車保有関係手続のワンストップサービス 変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する入力

申請条件及び申請者等 済 自動車の用途や登録 済 保管場所 ！ 自動車税申告 未 申請内容の確認

変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する入力

1 申告区分

申告区分について入力してください。

申告区分 必須 選択してください

2 課税区分

課税区分について入力してください。

自動車税種別割 課税区分 OK その他

自動車税種別割 課税区分 (その他) 必須

自動車税環境性能割 課税区分 OK その他

自動車税環境性能割 課税区分 (その他) 必須

転入	他都道府県から主たる定置場を変更した場合
変更	同一都道府県内で主たる定置場を変更した場合もしくは所有者の氏名又は名称、所有者住所、使用者の氏名又は名称、使用者住所を変更した場合

その他	「課税」、「非課税」、「課税免除」、「減免（障害者・その他）」、「免税点以下」、「商品車」のいずれの課税区分にも該当しない場合
-----	---

その他	「課税」、「非課税」、「課税免除」、「減免（障害者・その他）」、「免税点以下」、「商品車」のいずれの課税区分にも該当しない場合
-----	---

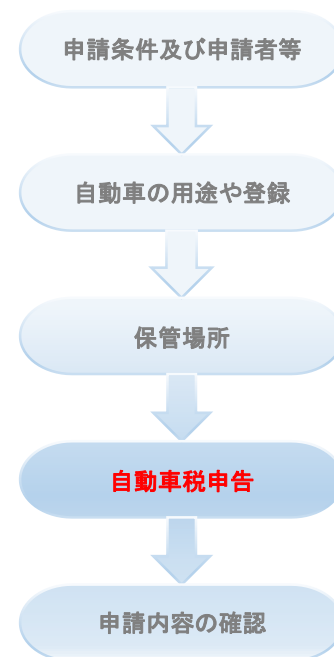
課税区分「その他」を選択すると、下段に必須項目として自由入力欄が表示されるため、変更する内容（※）を入力してください。

※入力例

所有者の氏名・名称変更、住所変更

使用者の変更

使用者の氏名・名称変更、住所変更



乗用車	普通自動車、小型自動車など下記以外の自動車のほとんどはこちらです。
トラック（貨物）	貨客兼用車以外のトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（貨客兼用車）	最大乗車定員が4人以上のトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（けん引車）	けん引するトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（被けん引車）	けん引されるトラック（三輪の小型自動車を除く）
バス（その他）	路線を定めて定期に運行する旅客運送用バス（路線バスや定期観光バス等）以外のバス
三輪小型	三輪の小型自動車

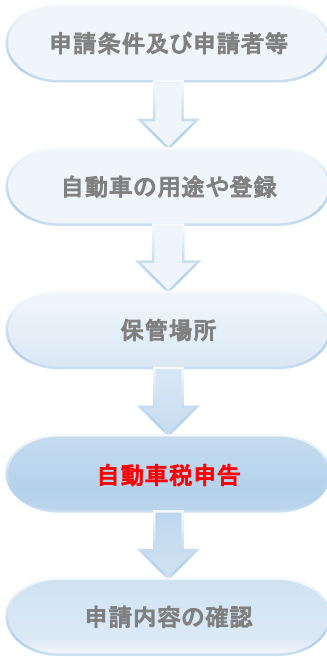
3 用途

4 所有形態

5 納税義務者

自己所有	所有者本人が所有権を持つ場合
所有権留保	信販会社、自動車販売店等が所有権を持つ場合
リース車	リース会社が所有権を持つ場合
その他	「自己所有」、「所有権留保」、「商品車」、「リース車」、「譲渡担保」のいずれの所有形態にも該当しない場合

納税（申告・報告）義務者は通常は所有者です。ただし、信販会社、自動車販売店等が所有権を持っている場合は、使用者が納税（申告・報告）義務者となります（所有形態が所有権留保の場合）。おわかりにならない場合は信販会社、自動車販売店等にご確認ください。



★入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

6 別送書類

☒ 別送書類がある場合は、別送書類コードについて入力してください。

別送書類コード (半角)

7 その他入力情報

☒ 自動車税（環境性能割・種別割）についてその他入力情報がある場合は、入力してください。

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る

申請を中断する

入力済み: 2/8

入力不備項目へ

次へ >

申請者が、都道府県が定めた別送書類を送る場合、別送書類コードを入力します。現在は別送書類が必要な申請は原則対象外ですが、審査に必要となるために例外的に対象となるものがあります。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★内容を確認し、「申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。」にチェックを入れ、「次へ」ボタンを押下する。

➤ 登録する内容に矛盾が生じた場合にメッセージが表示される場合があります。以下の理由をご確認ください。矛盾点については自動的に登録する内容に追加されます。

「所有者氏名又は名称の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容の「使用者氏名又は名称の変更」がチェックされていますが、「所有者氏名又は名称の変更」はチェックされていないケースです。この場合、所有者氏名又は名称も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。
「所有者住所の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容の「使用者住所の変更」がチェックされていますが、「所有者住所の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、所有者住所も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。
「使用者氏名又は名称の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容の「所有者氏名又は名称の変更」がチェックされていますが、「使用者氏名又は名称の変更」はチェックされていないケースです。この場合、使用者氏名又は名称も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。
「使用者住所の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、登録する内容の「所有者住所の変更」がチェックされていますが、「使用者住所の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用者住所も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。
「使用の本拠の位置の変更」がメッセージに含まれる場合	① 使用者住所と使用の本拠の位置が同じであると選択している場合に、登録する内容の「使用者住所の変更」がチェックされていますが、「使用の本拠の位置の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。 ② 所有者と使用者が同じである、かつ使用者住所と使用の本拠の位置が同じであると選択している場合に、登録する内容の「所有者住所の変更」がチェックされていますが、「使用の本拠の位置の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に登録する内容に追加されます。

申請条件及び申請者等に関する確認

自動車の用途や登録に関する確認

保管場所に関する確認

自動車税(環境性能割・種別割)に関する確認

署名付与・送信画面

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 申請条件及び申請者等に関する確認

申請内容の入力 1 申請条件及び申請者等 2 自動車の用途や登録 3 保管場所 4 自動車税申告 5 申請書送信

変更登録 申請条件及び申請者等に関する確認

●【申請条件及び申請者等に関する入力】画面で選択された登録する内容は「所有者氏名又は名称の変更」でしたが、【申請条件及び申請者等に関する入力】画面の他の入力内容により、登録する内容は「所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更、使用者氏名又は名称の変更、使用者住所の変更」と変更されます。入力した内容に誤りがある場合は、「修正」ボタンを押し、「申請条件及び申請者等に関する入力」画面の入力内容を修正してください。

申請する条件

申請年月日：令和 01年 10月 01日

申請者	所有者本人
登録する内容	所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、所有者氏名又は名称の変更、使用者住所の変更、使用の本拠の位置の変更
前回の受付番号	9999 9999 9999 99999
保管場所証明書記載場所の受付番号	9999 9999 9999 99999
手数料の支払	個別納付

使用の本拠の位置

住所	所有者と同じ
建物名	
登録する住所	所有者と同じ
住所コード	所有者と同じ
郵便番号	所有者と同じ
電話番号	所有者と同じ

登録の原因(登録理由)とその日付

登録の原因	所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更
登録日付	平成 26年 01月 15日

保管場所証明申請要否

保管場所証明申請要否	必要な地域
------------	-------

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。

修正 次へ

★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 自動車の用途や登録に関する確認

済

済

!

未

未

未

申請内容の入力

申請条件及び申請書等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請書送信

変更登録 自動車の用途や登録に関する確認

自動車登録番号

自動車登録番号

品川 - 334 - ね - 1111

車台番号

車台番号

ABC-12345

自動車の色

自動車の色

変更なし

自動車に関わる諸条件

自動車登録番号の変更	変更あり
希望ナンバー	品川 - 344 - す - 7777
用途	自家用
ナンバープレート	通常のナンバープレート
自動車登録番号標交付の理由	使用の本拠の位置の変更又は売買（譲渡）による管轄もしくは地域名の変更のため
登録識別情報	123456
登録識別情報通知の希望の有無	希望する

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

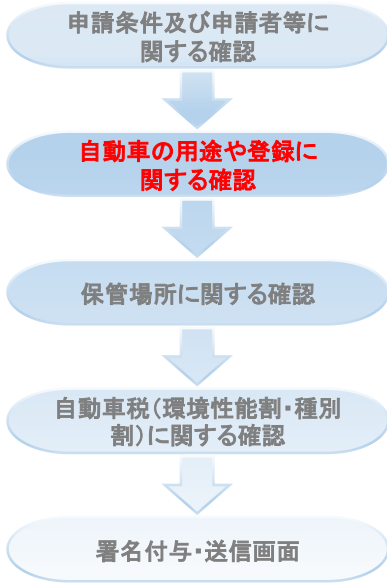
戻る

必須

申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。

修正

次へ



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 保管場所に関する確認

申請内容の入力 申請条件及び申請者等 自動車の用途や登録 保管場所 自動車税申告 申請書送信

変更登録 保管場所に関する確認

自動車情報

車名	トヨタ
自動車の大きさ	長さ 413 cm 幅 175 cm 高さ 128 cm
型式	不明

保管場所の位置（自動車の駐車場）

保管場所の位置（自動車の駐車場）

駐車場所有者

保管場所の土地等の所有者	使用者
--------------	-----

前車のナンバープレート番号 及び 保管場所標章番号

前車のナンバープレート番号	
保管場所標章番号	

添付書類

所在図

使用権原説明書面1

配置図

使用権原説明書面2

使用の本拠の位置を示す文書

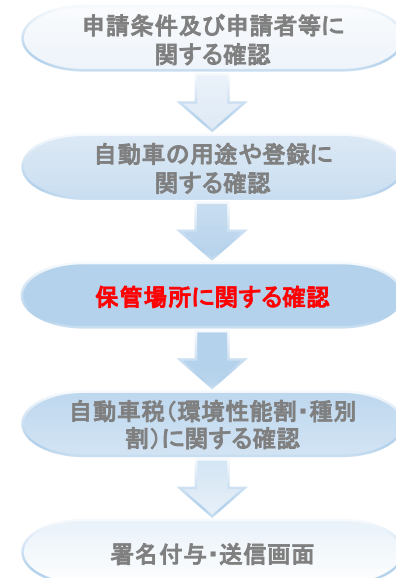
使用権原説明書面3

保管場所標章の交付場所

保管場所を管轄する警察署

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る 申請 申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。 修正 次へ >



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ] ボタンを押下する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

済

済

済

済

!

未

申請内容の入力

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請書送信

変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

申告区分

申告区分	転入
------	----

課税区分

自動車税種別割課税区分	その他
自動車税環境性能割課税区分	その他

自動車用途

用途	乗用車
----	-----

自動車所有形態

所有形態	自己所有
------	------

納税（申告・報告）義務者

納税義務者	所有者
-------	-----

別送書類

別送書類コード	001
---------	-----

自動車税（環境性能割・種別割）の備考

メモ

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

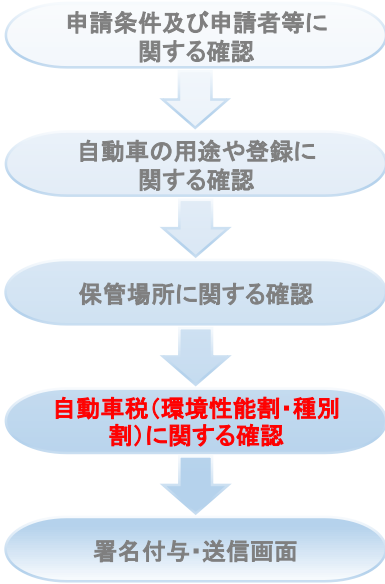
< 戻る

必須

申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。

修正

次へ >



自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 電子署名付与・送信

済

申請内容の入力

済

申請内容の確認

!

署名付与・送信

未

到達確認

変更登録 電子署名付与・送信

1

電子署名
の付与

ICカード（個人番号カード）をICカード読み取り装置にセットしてください。

商業登記に基づく電子証明書又は行政書士電子証明書の場合、この操作は必要ありません。

1

電子署名
の付与

次に「電子署名」ボタンを押してください。そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。

電子署名

署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

☐ 署名付与済

2

申請書の
送信

電子署名付与後、「申請書送信」ボタンを押して申請書を送信してください。

申請書送信

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る

内容保存

申請条件及び申請者等に関する確認

自動車の用途や登録に関する確認

保管場所に関する確認

自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

署名付与・送信画面

★ 電子署名付与・送信画面が表示される。

★ 「電子署名」 ボタンを押下する。

1
電子署名
の付与

ICカード（個人番号カード）をICカード読み取り装置にセットしてください。

商業登記に基づく電子証明書又は行政書士電子証明書の場合、この操作は必要ありません。



次に「電子署名」ボタンを押してください。そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。



電子署名

署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

☐ 署名付与済



★ 「OK」 ボタンを押下する。

Web ページからのメッセージ

電子署名は従来の実印と同じ効力があります。電子署名の付与を行いますか？

OK キャンセル

ICカードの場合



★ パスワードを入力する。

個人番号カード ログイン

公的個人認証 署名用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P)

OK キャンセル

署名用パスワードは英数字8桁～16桁（英字と数字両方が必要）です。本パスワード16回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。
ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

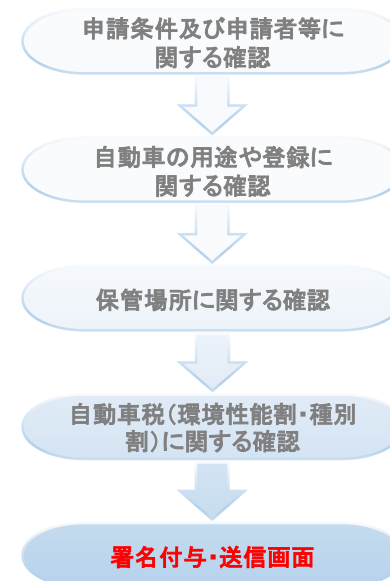


商業登記に基づく電子証明書の場合

電子証明書パスワード

電子証明書ファイルパスワードを入力してください。

OK キャンセル



★ [申請書送信] ボタンを押下する。

2
申請書の
送信

電子署名付与後、「申請書送信」ボタンを押して申請書を送信してください。

申請書送信

- 到達番号を控え、必要な書類を確認してください、項目をチェックして申請完了となります。

★ メールを受信できたことを確認する。到達番号を控えた後、[到達番号を控えめました] [受付審査時に必要な書類等を確認しました。]へチェックを入れ、[終了] ボタンを押下する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

変更登録 到達確認

済 申請内容の入力 済 申請内容の確認 済 署名付与・送信 ! 到達確認

変更登録 到達確認

1
申請書の
到達番号

申請書の到達を確認しました。

到達番号 : 9999 9999 9999 9999

到達番号は必ずメモを取って保管してください。
以下のような場合に必要となります。

- ・申請状況や手数料の納付の情報を確認する際
- ・交付物を受け取る際

必須 ☐ 到達番号を控えめました。

現在、申請書に対する形式的な確認を行っています。
正しく受け付けられたかを「状況照会」により確認してください。
※到達番号は受け付けが完了した時点で受付番号となります。

2
必要書類
の確認

必要な書類を確認してください。

受付審査時に運輸支局等へ提出が必要な書類等（紙書類、自動車登録番号標など）は、[こちらをご参照ください](#)

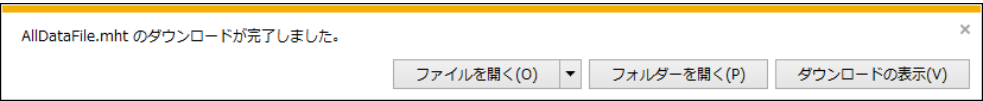
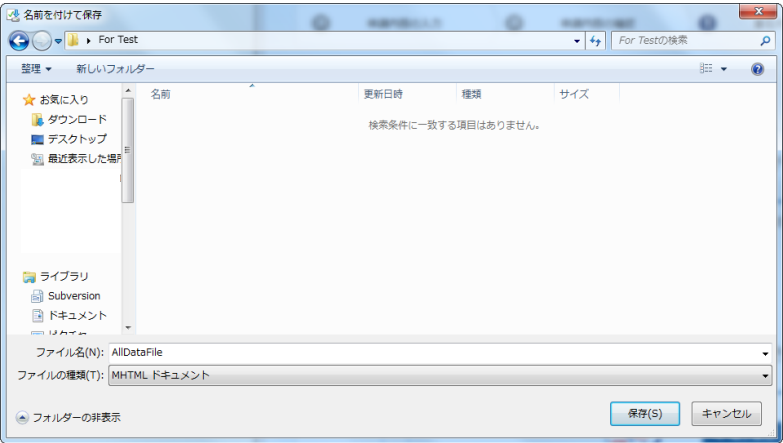
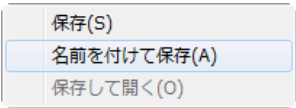
必須 ☐ 受付審査時に必要な書類等を確認しました。

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

状況照会 内容保存 終了

- 受付番号取得後、15日以内に必要な書類を運輸支局に提出して下さい。期限内に提出が無い場合は申請無効になります。

※ [内容保存] ボタンを押下すると、申請データをPCに保存することができます。



○中断ボタンの説明

★ [申請を中断する] ボタンを押下した後、OKボタンを押下する。

Web ページからのメッセージ

Web ページからのメッセージ

申請を中断しますか。

OK キャンセル

★ [申請書を保存する] ボタンを押下した後、保存場所を選び、保存する。

自動車保有関係手続の
ワンストップサービス

申請中断

「申請書を保存する」ボタンを押して、申請途中の申請書入力内容を保存してください。

申請書を保存する

終了

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

